

令和 7 年度 IP 電話維持管理事業

電話交換機更新工事

公募型プロポーザル実施要領

伊豆の国市 管財営繕課

1 工事の目的

伊豆の国市（以下「本市」という。）の庁舎及び出先施設にはそれぞれ仕様が異なる電話交換機が設置されている。

本事業は、伊豆長岡庁舎をはじめとし出先施設の電話交換機も含めて、システムの冗長性を高めることにより災害に強い設備とすること及び、機構改革や人事異動に伴う設定変更の簡易等による運用の最適化並びに、将来的に職員の働き方改革や DX 化による市民サービスの向上を目的として電話交換機の更新及び電話設備の構築を行う。

2 工事の概要

（1）工事名称

令和7年度 IP 電話維持管理事業 電話交換機更新工事

（2）工事内容

別紙「仕様書」のとおり

（3）履行場所

本工事を実施する場所は原則以下のとおりとする。

- ①伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎（伊豆の国市長岡 340 番地の 1）
- ②伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎別館（伊豆の国市長岡 184 番地の 2）
- ③伊豆の国市役所あやめ会館（伊豆の国市長岡 346 番地の 1）
- ④伊豆の国市役所大仁庁舎（伊豆の国市田京 299 番地の 6）
- ⑤伊豆の国市役所韮山農村環境改善センター（伊豆の国市四日町 210 番地の 3）
- ⑥伊豆の国市韮山福祉・保健センター（伊豆の国市四日町 302 番地の 1）

（4）履行期間

本工事の契約期間は、契約日の翌日から令和8年3月13日までとする。

※期日までに構築、設置、設定等完了すること。

切替工事においては、公務に支障がないよう考慮すること。

（5）発注方法

本工事は、提案を受けた上で実施設計と設置工事を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事とする。なお、契約は工事請負候補者と随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）とする。

（6）提案上限額

提案上限額については、総額で119,328,000円（税込）とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

なお、本市との契約締結までに、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けている業者。
- (3) 伊豆の国市に競争入札参加資格を有する、静岡県内に当市の競争入札参加資格の認定を受けた本社又は営業所等を有する業者。
- (4) 経営事項審査において、電気通信工事の総合評定値 850 点以上の業者。
- (5) 伊豆の国市入札参加停止等措置要綱（平成 18 年伊豆の国市訓令第 14 号）の規定に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）に元請け又は下請けとして官公庁が発注した電話設備構築に関する工事（業務も可）を受注し、履行した実績を有する者であること。

4 実施の形式

「3 参加資格要件」を前提条件とした公募型プロポーザル方式とする。

5 選定スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル実施の公告	令和 7 年 1 月 30 日（木）
質疑の受付	令和 7 年 1 月 30 日（木）から 令和 7 年 2 月 10 日（月）まで
質疑への回答（随時）	令和 7 年 2 月 14 日（金）まで
参加申込書の受付期限	令和 7 年 1 月 30 日（木）から 令和 7 年 2 月 17 日（月）まで
プロポーザル審査委員会の実施	令和 7 年 2 月 18 日（火）予定
参加申込書の結果通知	令和 7 年 2 月 21 日（金）
企画提案書の提出依頼	令和 7 年 2 月 21 日（金）
企画提案書の受付期限	令和 7 年 3 月 21 日（金）必着
プロポーザル審査委員会の実施	令和 7 年 3 月 28 日（金）
結果の通知	令和 7 年 4 月上旬予定
契約締結	令和 7 年 4 月下旬予定

※各日程は、本市の都合により変更する場合がある。

日程が決まっていないものについては、別途通知する。

※プロポーザル参加申込者が 6 者以上となった場合は、「6 プロポーザルへの参加申込

（４）提出書類」を「電話交換機更新工事プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会という。）」で審査し、企画提案書提出者５者を決定し結果を参加申込者へ通知する。

6 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

（１）提出期限

令和７年２月１７日（月）午後５時まで（必着）

（２）提出先

「16 問合せ・書類提出先」のとおり

（３）提出方法

持参又は郵送すること。

受付時間は、午前９時から午後５時までとする。

ただし、土日祝日等の市役所の閉庁日を除く。

（４）提出書類

No.	項 目	規 格	様 式
①	プロポーザル参加申込書	A 4	様式第 1 号
②	事業者概要書	A 4	様式第 2 号
③	工事実績調書（電話設備構築実績）	A 4	様式第 3 号
④	配置予定主任技術者等届出書	A 4	様式第 4 号
⑤	設計及び工事の実施体制	A 4	様式第 5 号
⑥	誓約書	A 4	様式第 6 号

（５）提出部数

各 1 部

（６）その他、留意事項

提出書類のうち、様式第 1 号及び様式第 6 号以外の書類に申請者名を記入しないこと。

7 質疑受付・回答

本プロポーザルに関する質疑は、参加申込、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本工事に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

（１）提出期限

令和 7 年 2 月 10 日（月）午前 11 時まで

（２）質疑方法

質疑は、質問書（様式第 7 号）にて電子メールにより表題は「プロポーザルに関する

質疑（事業者名）」として提出すること。

電子メールのアドレスは「16 問合せ・書類提出先」のとおり。

(3) 回答方法

工事の内容等に関する質疑については、質問者匿名にて本市ホームページ上で令和7年2月14日（金）までに回答する。

8 企画提案書等の提出

参加申込書等の書類審査後、企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年3月21日（金）午後5時まで（必着）

※企画提案書等の提出依頼を受けた業者であっても提出期限まで関係書類を提出しなかった場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

(2) 提出先

「16 問合せ・書類提出先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、土日祝日等の市役所の閉庁日を除く。

(4) 提出書類

No.	項 目	規 格	様 式
①	企画提案書提出届	A 4	様式第8号
②	企画提案書	A 4	様式第9号
③	工程表	A 3 片面 1 枚	様式第10号
④	見積書（工事費）	A 4	様式第11号
⑤	参考見積書（保守費）	A 4	様式第12号

(5) 提出部数

各正本1部、副本8部

(6) その他、留意事項

①企画提案書等の体裁については、左綴じした紙媒体を1部とし、A3サイズものは片袖折りをしてA4サイズに揃えること。

②本要領に示す業務の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受注者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、工事概要に示す本市の要求事項を満たした上で、参加事業者の専門性を生かした提案に努めること。

- ③見積書は、提案する実施項目が分かるように、内訳を示すこと。なお、消費税及び地方消費税を含む額とすること。
- ④提出後の提案修正は一切認めない。
- ⑤企画提案書提出届を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第 13 号）を提出すること。
- ⑥企画提案書等を提出する際には、提出書類のうち、様式第 8 号、様式第 11 号及び様式第 12 号以外の書類に申請者名を記入しないこと。

9 提案する内容

別紙「仕様書」に示す部分について提案を行うこと。

10 選考

(1) 選考方法

企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、審査委員会において、あらかじめ定められた評価基準に基づき、審査を行い、最終被選定者及び次点被選定者を選定する。

(2) 評価項目

別紙「評価項目」のとおり

(3) プレゼンテーション

発表時間は、1 企画提案者につき 40 分程度（説明 25 分、質疑応答 15 分）を想定している。実施日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、後日個別に通知する。プレゼンテーションで動画再生やスライドを使用する場合は、企画提案書等の提出の際に申し出ること。また、パソコンは各自で用意すること。なお、プロジェクター・スクリーンは市で用意する。

プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に基づき行うものとし、追加提案や追加資料の提出は認めない。

(4) 選考結果の通知

選考結果は、選考完了後、企画提案者全員に文書で通知する。ただし、選考過程及び選考内容に関する問合せや選考結果に対する異議申立ては受け付けない

11 参加者の失格

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (3) 提出すべき書類に不備があった場合（軽微な場合を除く。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

- (5) 見積書の金額が契約上限額を超過したとき
- (6) 選考会指定時間に来場しなかったとき(災害等、提案者の責によらない場合を除く。)
- (7) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

12 契約

市は最終被選定者と協議し、最終被選定者が提案した内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結する。ただし、選定された事業者が以下の規定に該当することとなった場合は契約を締結しない。

なお、この場合は次点被選定者と協議するものとする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

13 契約締結後

契約者は、市と協議のもと、速やかに実施計画書(実施体制、連絡体制、工程など)を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は一切返却しない。
- (2) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しない。
- (3) 提出された書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、本市がこの選考結果の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) この企画提案に係る情報公開請求があった場合は、伊豆の国市情報公開条例(平成17年伊豆の国市条例第8号)に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

15 その他留意事項

- (1) 選考の採否を問わず、この企画提案に参加する費用はすべて事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等について、市が必要に応じて意見を求めた場合はこれに応じること。
- (3) 提出された提案が1件以上ある場合、本工事に係るプロポーザルは成立する。

16 問合せ・書類提出先

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340 番地の 1

伊豆の国市総務部管財営繕課

電 話 : 055-948-1451

E-mail : kanzai@city.izunokuni.shizuoka.jp